

韓国法曹界の特徴分析

——学校歴とキャリアに注目して——

朴 炫貞

(東京大学大学院)

1. 問題の提起

韓国における司法試験制度は、これまで絶えず批判の十字砲火を浴びてきた。その批判と「改善策」は、ついに「法学専門大学院（ロースクール）」の導入として一段落された。2009年3月、全国の25校の大学で一斉にスタートしたロースクールは、新たな法曹養成制度の中核的的制度として、また、今後実施される、日本の新司法試験に相当する「弁護士試験」の実施予定にとともに注目されている。

韓国における法曹養成制度の根源は戦前の日本にある。戦後には、アメリカ軍政が、日本人法曹の一斉退職による法曹人口不足状態を補うため、戦前の制度と選抜方式をそのまま流用した。そして韓国政府が樹立された以後も大きく変化されることなく維持されてきている。選抜試験の名称は、「朝鮮弁護士試験」（戦前から1949年まで実施。なお、戦前の司法官僚は、「高等文官試験司法科」で選抜）、「判事および検事特別任用試験」（1952年および1955年実施）、「高等考試司法科」（1949年から1961年まで実施）、「司法試験」（1963年から現在）として変化されてきた（法院行政処1995: 329）。そのほか、少人数を選抜する「軍法務官試験」も存在した。

このように、名称・選抜人数・試験科目等で多少の制度的変化があったが、ある専門職養成体制のメルクマールといえる「高等教育システム」と「資格試験」といったマクロな観点から考えれば（橋本 2008: 25）、外見では変化され続けたこれらの制度を貫通する共通点が存在している。それは、学歴・学校歴による試験への出願資格の制限を置かないということ、すなわち高等教育システムと

資格試験との間には制度的リンクが存在しなかったということであり、こうした「オープン型」は日本の方式と類似しているため、法曹養成の日本型システムであると考えられる。この「リンクの不在」を「旧制度」のメルクマールとするならば、「法学専門大学院」の修了者のみが出願できる「弁護士試験」という制度は、リンクの存在を制度化させたものであり、この点で旧制度とは明らかに区別されるといえる。

さて、この旧制度に対し、どんな批判があったのか。その「リンク」の側面を指摘している研究に注目してみよう。たとえば法学者の金昌祿（2007: 250）は、「制度上、受験制限がなく、その結果司法試験は大学における法学教育と断絶」されており、「あらかじめ定められた合格者数に基づく定員制を採用」している「国家主導の画一的な」制度であると、その批判の初頭を始める。続く内容を引用すると、「極端に低い司法試験合格率のため多数の若者が数年間にわたって暗記中心の試験勉強をせざるを得ず、国家的な人力浪費のため、人員（確保）の不足が深刻である」と指摘している。引き続き、「受験資格を要求しない司法試験に非法学部生も大挙して集まり、全大学の予備校化が進んでいる」と、その「問題点」を述べている。

こうした「問題点」の中心にあるのは、おそらく、①「定員制」すなわち法曹の「量」に関するものと、②大学における法学教育との「断絶」であると考えられる。そしてこのような主張は、この著者以外、数多くの法学教員によって主張され続けられた「問題認識」である。そしてこうした「問題認識」は、結果的には、①「量」を拡大させること、そして②大学の教育との関連性を確保す

ること、この二つの主張につながっているのを観察できる。

本稿は、韓国の法曹界に関して、こうした「問題認識」を再確認し、検証することを目的としている。具体的に、①「量」に関しては、常に「過不足」が主張され続けるなかでも拡大され続けてきた。そうした量の拡大が、結果的にもたらしたことを、②大学教育、つまり高等教育システムとの関連性で考えてみることにする。

とはいえ、大学教育といってもその意味が極めて広範なので、絞る必要がある。そこで、麻生(1991: 13)が提示した、ある集団の社会的周流(social circulation)からヒントを得て、さらにはこれまで「問題視」されてきたもう一つのことである、特定の大学の優位性を検証していくことにする。李国運(2002: 166)は、韓国法曹の誕生空間のなかで高等教育システムの部分を「ソウル大学法学部の講義室」と特定している。

ところで、このような内容は、上記のような「(大学における)法学教育とは断絶された」という指摘とは矛盾するのである。そしてこの矛盾は気づかれずに(もしくは誰もが当たり前で知っているためか)、先行研究の中では、あまり「矛盾」として指摘されてこなかった。ただ、最近では久保山(2004: 290)が疑問を提起しており、朴(2009: 82)は、司法試験と大学教育との制度的・公式的リンクが存在しないなか、実際には学校歴による「徹底的・非制度的な連携関係」が存在してきた可能性を指摘している。そうすると、韓国法曹の社会的周流を学校歴という側面から明確に実証させていく必要性が生じてくるのである。

以下ではこうした問題関心から、韓国の法曹全員の人名録である「韓国法曹人大観」2009年度版からランダムサンプリングでデータを抽出し、その結果を統計分析しながら得られた知見を提示していくことにする。

2. 分析の枠組み

上述の問題関心から、本稿で注目するのは出身大学(ソウル大学か否か)・学部での専攻(法学か否か)・試験に合格した年齢・司法研修院(日

本の司法研修所に相当する教育機関)を修了した直後の法曹としての初職・法曹の幹部への昇進の各項目をデータとして作成した。

出身大学と学部専攻に関しては、先行研究で指摘されてきた内容を参考にしたものである。合格年齢は、合格しやすさを示す尺度として活用できる。これは、朴(2009: 79)が、ソウル大学出身者であるほど受験期間が短く、それだけ早く合格する傾向があると指摘したことを参考にしたものである。初職に関しては、現役の弁護士から「今後の法曹としての20年から30年を左右する」(チェギョホ 2009: 105)といわれるほど決定的であり、それを決定付けるのは司法試験2次試験および司法研修院での全体席次であって、人気の職業である裁判官や大手ローファームの弁護士になるためには「上位の席次を取るのが必要であるため、司法試験に合格してから、司法研修院入学を1年ほど延期して、その期間中に司法研修院のカリキュラムを予習してくることを強く勧め」(チェギョホ 2009: 40)られる状況である。なお、このときの成績は、後に詳述するが、特に裁判官の場合、初職が決定されても一生影響を及ぼすという問題が提起されている。したがって、本稿では試験に合格した年齢・初職・幹部への昇進を注目する。

なお、この分析の正確性を期するためには、合格定員・ソウル大学出身の占有率・初職特に司法官僚への任官率等の変化を同時に組み込む必要がある。したがって、本稿では戦後から2009年に至るまでの期間をその特徴によって5つに区分し、各時代ごとに分析している。第1期は戦前から1982年、第2期は1983年から1994年、第3期は1995年から1997年、第4期は1998年から2006年、第5期は2007年から2009年になる。この区分は、本稿の問題設定に適合した結果を得るため、①各年度の合格者のうちソウル大学出身が占める割合と⁽¹⁾、②各年度の司法研修院修了者のうち裁判官および検察官への任用されるものが占める割合を参考にして行なったものである⁽²⁾。なお、第5期は2009年現在の時点でまだ司法研修院在学中のため、本稿の分析では除外した。

3. 各時期の合格年齢と初職

(1) 第1期：戦前から1982年まで

図1からみられるように、この時期は極めて少人数で合格者が絞られているなか、ソウル大学出身者の占有率がおよそ6割を超え、司法官僚への任官率も高い時期だった。量をめぐるポリティックスの観点から見ると、この時期はさらに細分でき、1979年までの時期と1980年以後に分けることができる。

1979年までのコントロールに関わっていたのは法曹だった。定員を決定する形式的な権限を持っていたのは政府の機関である「総務処」だったが、その決定のためには裁判官の頂点である「大法院長」および検察官の頂点である「法務部長官」と相談・議論する手続きが要求された。そしてこの二者は、合格者数を絞ることを要求し続ける大韓弁護士協会の立場を反映していた（チョンヨンナン 2008: 175）。この反映の裏面に関しては、李国運（2002: 12）が、大韓弁護士協会を「その本質は退職した判・検事たちのクラブ」と指摘していることが参考になる。しかし1980年10月、総務処長官は大法院長および法務部長官に対し、司法官僚の深刻な欠員状態を解決し社会の各界で

必要とする法律専門家の需要を充足させるため、司法試験合格者数を1981年から年間300人に増員させると一方的に通告した（法院行政処 1995: 916）。これを可能にしたのは、当時の強力な軍事独裁政権の存立基盤である「国家保衛非常対策委員会」の決定である。

ところで、司法官僚の深刻な欠員状態が問題になったとはいえ、それが司法官僚を志望する人数が少なかったからだとは言い難い。合格定員自体が足りなかったためだったと解釈するのが妥当である。また、司法官僚内部で昇進に出遅れたものたちが、人事移動の際に一齐に集団的に辞職するという、いわゆる「勇退」の慣行も、現役の司法官僚の欠員をもたらした可能性が考えられる。

さて、この時期の合格年齢と初職に関する分析結果は次のようである（表3-1）。まず合格当時の年齢からみよう。少なくとも6割以上を占めているソウル大学、その中でも法学部は、合格年齢が全般的に低い。

この結果によると、まず非法学部出身の合格者が極めて少ないのがわかる。この結果が、非法学部出身者が多く受験したにもかかわらず合格できなかったためか、それとも出願自体が少なかったからであるかはわからないが、今後提示するほか

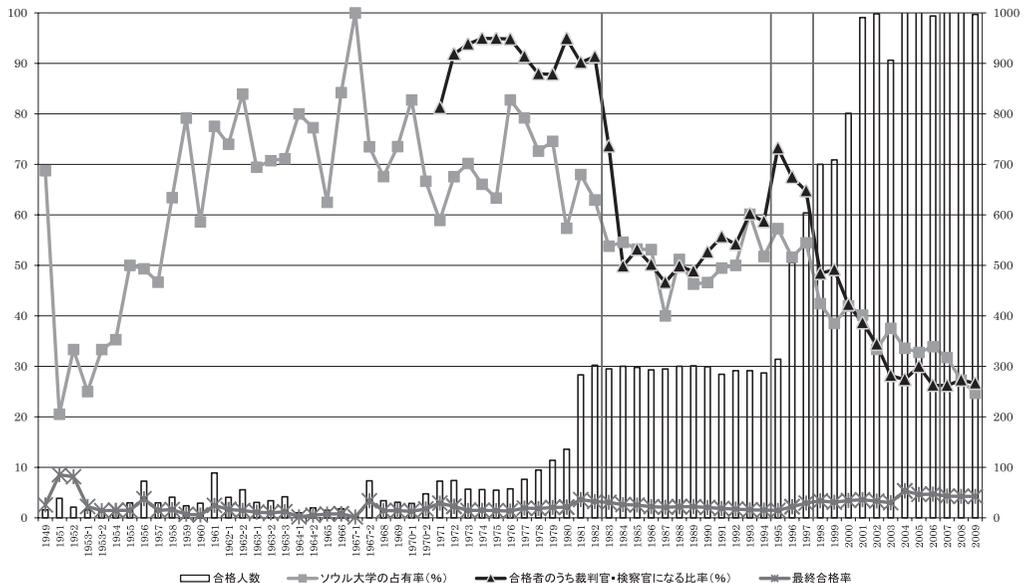


図1 最終合格率・ソウル大学出身者の占有率・司法研修院修了者の任官率（高等考試司法科および司法試験。2009年まで）

表 3-1 第 1 期の合格年齢：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 合格当時の年齢区分 | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-----------|-------------|--------|-----|------------|
| | | 24 歳まで | 25 歳から 29 歳 | 30 歳以上 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 116 | 77 | 5 | 198 | 0.358*** |
| | 非ソウル大学 | 35 | 67 | 23 | 125 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 3 | 5 | 1 | 9 | 0.378 |
| | 非ソウル大学 | 1 | 3 | 3 | 7 | |
| 合計 | | 155 | 152 | 32 | 339 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-2 第 1 期の初職：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 司法研修院修了後の初職 | | | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-------------|-----|-----|----------------|-----|-----|------------|
| | | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 | 大手ファームの 弁護士 | その他 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 104 | 54 | 22 | 6 | 12 | 198 | 0.168† |
| | 非ソウル大学 | 49 | 44 | 17 | 1 | 14 | 125 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 3 | 5 | 0 | 0 | 1 | 9 | 0.126 |
| | 非ソウル大学 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 7 | |
| 合計 | | 159 | 106 | 39 | 7 | 28 | 339 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-3 第 1 期の初職を従属変数にした多項ロジスティック回帰分析

| 説明変数 | 裁判官 | | 検察官 | | 弁護士 | | 大手ファームの 弁護士 | |
|------------------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|----------------|-----------|
| | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) |
| 切片 | 3.643 | | 2.81 | | -1.207 | | 6.112 | |
| 合格当時の年齢 | -0.058 | 0.944 | -0.05 | 0.951 | 0.076 | 1.078 | -0.283 | 0.754 |
| ソウル大学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| ソウル大学ダミー = 1 | 0.816 | 0.442† | 0.342 | 0.71 | 0.659 | 0.518 | 1.565 | 0.209 |
| 法学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| 法学ダミー = 1 | 0.563 | 0.57 | -0.141 | 1.152 | 18.769 | 7.062E-09 | 17.848 | 1.773E-08 |
| N | 355 | | | | | | | |
| -2 対数尤度 | 272.646 | | | | | | | |
| カイ二乗値 | 24.512* | | | | | | | |
| Nagelkerke R 二乗値 | 0.076 | | | | | | | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10
分析の際の基準は「その他」

の時代の結果および図 1 の合格率の曲線の様子から一応の推定をすると、合格定員が極めて少ないなか、司法試験に出願する非法学部出身者の数自体が少なかったからではないかと考えられる。

次に、司法官僚への任官の状況を分析する。まずクロス表からの人数と（表 3-2）、初職を従属変数（基準：「その他」）にした多項ロジスティック

の結果を提示する（表 3-3）。

表 3-2 の結果に関しては、クロス表のうち「非法学」のところで度数が「0」になっているセルが多いため、計算された Cramer の V や検定結果を引き受けがたい側面がある。しかしながら「法学」のところをみると、「0」のセルはなく検定結果も有意になっており、ソウル大学か否かによっ

て初職の分布は違っているということが出来る。さて、この結果を多項ロジスティック回帰分析で確認した結果は表3-3である。分析の際の基準は「その他」にした。各ダミーに関しては、「ソウル大学」を1に、「非ソウル大学」を0にした。法学に関しても、「法学」を1に、「非法学」を0にした。こうした設定は、ほかの時代を分析する際にも同様である。

最も人気の高い裁判官につくにはソウル大学か否かが有意に作用していることがわかる。それ以外の項目では有意な結果が見られない。全体的なモデルとしては一応有意であるといえる。

(2) 第2期：1983年から1994年まで

上述のように、強力な軍事独裁政権によって増員された司法試験の選抜人数に対し、法曹は反対を表明していた。それは大韓弁護士協会から始めたものである。300人という人数は、「司法試験の固有の目的から外れており、法曹の質の低下をもたらし、品位の保存を困難にさせ、このような問題は深刻化されつつある」という意見を表明しながら、「合格者の数を合理的に縮小・調整することを建議する」という内容であった（法院行政処 1995: 917）。こうした意見に対して、法院行政処および法務部が同調し、合格者数を200人にするのが適正だという意見を表明した。しかしこうした意見に対して、政府のなかでも法曹ではないセクターおよび大学の法学教員たちは、「合格者の数を絞ると大学の勉学雰囲気を害する恐れがあることや、今後の法律需要を考慮して、さらに拡大させるべきである」と、法曹に対して反対していた（法院行政処 1995: 918）。結局、合格者の数は毎年300人で維持されるが、図1に示したように、ソウル大学出身者の占有率が約5割ぐらいに減り、司法官僚への任官比率も減少することになる。「司法研修院」での、任官に向けての席次競争が問題として提起され始めるのもこのときからである。

さて、分析結果であるが、年齢のクロス表から見るとやはり法学専攻の場合はソウル大学か否かによる差が有意に表れている（表3-4）。

初職のほうでは、合格定員が増えるにつれ「司法官僚になれず失意に陥っている研修生が多い」

（チョンヨンナン 2008: 177）という法曹からの指摘を裏付けるように、最初から弁護士として出発する者が増えていることが注目される（表3-5）。また、この時期からは大手ローファームが本格的に登場し始め、官僚的な雰囲気に拘束されるのを避けて最初から「自由な」ローファームに就職することを選択する者も増え始めた。ローファームに就職するのはソウル大学のほうが有利であったと解析できる。

多項ロジスティックの分析結果からは、法学専攻者の場合、初職の決定において、ソウル大学か否かによる格差がさらに拡大していることがわかる（表3-6）。

(3) 第3期：1995年から1997年

法曹は司法試験の合格者を絞ることを主張し続けたが、1993年からの「文民政府」が「司法改革」に手を染め始め、それは法曹人口の拡大を「当然」含むものだったため、その意思を貫徹させることはできなかった。さらに、この時期からはロースクールの導入が議論され始める。政府内部の非法曹セクターと一部の法学教員たちが中心になったこの議論に対し、当時の法曹は「専門家（法曹）の意見を聞いてない」という理由でロースクールの導入に反対した（国会法制司法委員会 1995: 67）。結局、ロースクールという新たな制度の導入は見送ることになったが、法曹人口拡大への要求を法曹が受容し、「1996年に500人、1997年に600人、1998年に700人、1999年に800人、2000年からは1,000人～2,000人ほどの範囲内で具体的な数を決定する」（大法院・世界化推進委員会 1995: 18; 馬場 2007: 233）という方針を発表した。そして司法官僚の数も増大させることになる。図1の同期間で、司法試験の合格者数が急増されたにもかかわらず任官比率も増大しているのはこのためであると考えられる。

さて、この期間での年齢と初職に関する分析結果は次のようである（表3-7、表3-8）。年齢に関しては、これまでの期間で見られた傾向と同じことが読み取られる。

また、初職のほうでもやはり同じことが言える。さらに、多項ロジットの結果からは、裁判官と大

表 3-4 第 2 期の合格年齢：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 合格当時の年齢区分 | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-----------|-------------|--------|-----|------------|
| | | 24 歳まで | 25 歳から 29 歳 | 30 歳以上 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 101 | 65 | 12 | 178 | 0.369*** |
| | 非ソウル大学 | 41 | 89 | 45 | 175 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 4 | 11 | 5 | 20 | 0.267 |
| | 非ソウル大学 | 1 | 5 | 6 | 12 | |
| 合計 | | 147 | 170 | 68 | 385 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-5 第 2 期の初職：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 司法研修院修了後の初職 | | | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-------------|-----|-----|----------------|-----|-----|------------|
| | | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 | 大手ファームの 弁護士 | その他 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 78 | 39 | 35 | 24 | 2 | 178 | 0.414*** |
| | 非ソウル大学 | 36 | 41 | 77 | 3 | 18 | 175 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 4 | 4 | 8 | 4 | 0 | 20 | 0.409 |
| | 非ソウル大学 | 1 | 3 | 7 | 0 | 1 | 12 | |
| 合計 | | 119 | 87 | 127 | 31 | 21 | 385 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-6 第 2 期の初職を従属変数にした多項ロジスティック回帰分析

| 説明変数 | 裁判官 | | 検察官 | | 弁護士 | | 大手ファームの 弁護士 | |
|------------------|------------|----------|--------|---------|--------|---------|----------------|----------|
| | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) |
| 切片 | 5.909 | | 2.161 | | -2.298 | | 5.144 | |
| 合格当時の年齢 | -0.089 | 0.915 | 0.035 | 1.036 | 0.207 | 1.229** | -0.105 | 0.900 |
| ソウル大学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| ソウル大学ダミー = 1 | 2.923 | 0.054*** | 2.276 | 0.103** | 1.924 | 0.146** | 4.301 | 0.014*** |
| 法学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| 法学ダミー = 1 | 0.299 | 0.741 | -0.222 | 1.248 | -0.31 | 1.364 | -0.858 | 2.359 |
| N | 455 | | | | | | | |
| -2 対数尤度 | 300.418 | | | | | | | |
| カイ二乗値 | 123.855*** | | | | | | | |
| Nagelkerke R 二乗値 | 0.292 | | | | | | | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10
分析の際の基準は「その他」

手ローファームに就くための年齢が有意になっているのがみられる（表 3-9）。若い時期に合格するほど、人気の初職である裁判官や大手ファームに就きやすい。そして、このことは、若い時期に合格したものほど司法研修院内部での成績席次が上位であることを意味する。

(4) 第 4 期：1998 年から 2006 年まで

この時期は、合格者数が急激に増加し、司法官僚への任官率とソウル大学出身者の占有率が 3 割近くに減るのが特徴的である。ところで、合格定員がこのように拡大されても合格率は依然として低い。当然ながらこれは受験者の数が増えたためである。特にソウル大学非法学部出身者の増加が

表 3-7 第 3 期の合格年齢：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 合格当時の年齢区分 | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-----------|-------------|--------|-----|------------|
| | | 24 歳まで | 25 歳から 29 歳 | 30 歳以上 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 28 | 36 | 13 | 77 | 0.375*** |
| | 非ソウル大学 | 5 | 37 | 27 | 69 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 4 | 13 | 11 | 28 | 0.202 |
| | 非ソウル大学 | 0 | 5 | 3 | 8 | |
| 合計 | | 37 | 91 | 54 | 182 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-8 第 3 期の初職：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 司法研修院修了後の初職 | | | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-------------|-----|-----|----------------|-----|-----|------------|
| | | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 | 大手ファームの 弁護士 | その他 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 38 | 9 | 16 | 14 | 0 | 77 | 0.543*** |
| | 非ソウル大学 | 10 | 15 | 37 | 1 | 6 | 69 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 11 | 4 | 9 | 4 | 0 | 28 | 0.393 |
| | 非ソウル大学 | 2 | 1 | 4 | 0 | 1 | 8 | |
| 合計 | | 61 | 29 | 66 | 19 | 7 | 182 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-9 第 3 期の初職を従属変数にした多項ロジスティック回帰分析

| 説明変数 | 裁判官 | | 検察官 | | 弁護士 | | 大手ファームの弁護士 | |
|------------------|-----------|--------------|--------|-------------|--------|-------------|------------|-----------|
| | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) |
| 切片 | 29.477 | | 24.569 | | 19.443 | | 30.174 | |
| 合格当時の年齢 | -0.251 | 0.778† | -0.114 | 0.892 | 0.091 | 1.095 | -0.317 | 0.728† |
| ソウル大学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| ソウル大学ダミー = 1 | 21.920 | 3.021E-10*** | 20.468 | 1.291E-9*** | 20.294 | 1.536E-9*** | 23.326 | 7.407E-11 |
| 法学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| 法学ダミー = 1 | 0.213 | 0.808 | 0.364 | 0.695 | 0.419 | 0.658 | 0.220 | 0.803 |
| N | 185 | | | | | | | |
| -2 対数尤度 | 223.671 | | | | | | | |
| カイ二乗値 | 86.232*** | | | | | | | |
| Nagelkerke R 二乗値 | .402 | | | | | | | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10
分析の際の基準は「その他」

目立つ。非ソウル大学の非法学部出身者の数も二桁になり始めたが、ソウル大学出身者のほうが圧倒的に多い。このことから考えると、金昌祿(2007: 250) が主張する「全大学の予備校化」は一面に限っては妥当する。つまりソウル大学に対してはたしかにそういえるかもしれない。しかしながらほかの大学にまでそう言えるかといえ、これに

は注意が必要である。ソウル大学出身者ほど司法試験に受験しているかわからないからである。

もちろんたくさん受験したが「能力」が相対的に劣るため合格できない、ということもあろうが、朴(2009: 80)の知見によれば、そもそも非ソウル大学ではそれほど司法試験に出願しない。これは「一定水準以下の大学の場合、2年生ぐらになっ

表 3-10 第 4 期の合格年齢：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 合格当時の年齢区分 | | | 合計 | Cramer の V |
|-----|--------|-----------|-------------|--------|-----|------------|
| | | 24 歳まで | 25 歳から 29 歳 | 30 歳以上 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 56 | 108 | 55 | 219 | 0.152*** |
| | 非ソウル大学 | 74 | 238 | 187 | 499 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 16 | 79 | 81 | 176 | 0.110 |
| | 非ソウル大学 | 3 | 32 | 43 | 78 | |
| 合計 | | 149 | 457 | 366 | 972 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-11 第 4 期の初職：専攻と出身大学によるクロス表

| 専攻 | 大学 | 司法研修院修了後の初職 | | | | | 合格 | Cramer の V |
|-----|--------|-------------|-----|-----|----------------|-----|-----|------------|
| | | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 | 大手ファームの 弁護士 | その他 | | |
| 法学 | ソウル大学 | 56 | 31 | 64 | 33 | 3 | 187 | 0.363*** |
| | 非ソウル大学 | 50 | 45 | 310 | 25 | 19 | 449 | |
| 非法学 | ソウル大学 | 32 | 30 | 78 | 22 | 3 | 165 | 0.245** |
| | 非ソウル大学 | 8 | 7 | 55 | 4 | 2 | 76 | |
| 合計 | | 146 | 113 | 507 | 84 | 27 | 877 | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

表 3-12 第 4 期の初職を従属変数にした多項ロジスティック回帰分析の結果

| 説明変数 | 裁判官 | | 検察官 | | 弁護士 | | 大手ファームの 弁護士 | |
|------------------|------------|----------|--------|---------|--------|---------|----------------|----------|
| | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) | B | Exp(B) |
| 切片 | 9.268 | | 6.758 | | -2.051 | | 7.455 | |
| 合格当時の年齢 | -0.241 | 0.786*** | -0.166 | 0.847** | 0.172 | 1.187** | -0.191 | 0.826** |
| ソウル大学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| ソウル大学ダミー = 1 | 1.730 | 0.177** | 1.352 | 0.259** | 0.133 | 0.876 | 1.928 | 0.145*** |
| 法学ダミー = 0 | | | | | | | | |
| 法学ダミー = 1 | -0.129 | 1.138 | -0.430 | 1.537 | -0.144 | 1.155 | -0.169 | 1.184 |
| N | 977 | | | | | | | |
| -2 対数尤度 | 510.474 | | | | | | | |
| カイ二乗値 | 334.397*** | | | | | | | |
| Nagelkerke R 二乗値 | 0.348 | | | | | | | |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10
分析の際の基準は「その他」

た時点で、司法試験は俺などが挑戦するものではない、と自ら認める学生がたくさんいる」(権五乗 1996: 26) という、学生たちの冷めた自己認識を伝える法学教員の発言からも裏付けることができる。そしてこのような冷めた自己認識は、ソウル大学出身の受験生にはあり得ないものである。むしろ彼ら、特に法学部の学生たちは、司法試験を「軽視」

する(もちろん、受験しないわけではない)姿さえ見せる(朴 2009: 77)。そうすれば、合格定員が急激に拡大されたことによる競争の激化と「全大学の予備校化」はソウル大学出身者、広く認めても一部のエリート大学に限られる可能性が高い。さて、この時代を分析した結果は次のようである(表 3-10)。

さて、徹底的な成績至上主義が貫徹される初職決定のメカニズムで、この結果は席次によるメリトクラティックな結果であると一応言わざるを得ない。チェギョホ (2009: 105) が「名門コース」と名づけている職業には、ソウル大学出身者が就きやすい。特に表 3-11 では、「非法学」でもソウル大学か否かによって初職の分布が有意に違っているところが注目される。これは法曹の内部格差の拡大ではないか。また、第 3 期と同様、若い時期に合格したものほど人気の職業である裁判官や大手ファームの弁護士に就きやすくなっている (表 3-12)。

さて、これまで分析した結果からは、量が拡大されるにつれ、法曹内部において学校歴を媒介にする内部格差が拡大されてきた、という知見が抽出される。そしてこれは定員政策がもたらした意図せざる結果であると解析することもできる。

入学総定員の上限が全国 2,000 人で設定されたロースクールシステムの下で、ソウル大学ロースクールの定員の占有率は、政策的決定により 7.5 パーセントになった。そのシェアは大幅に減ったが、これまでの分析結果で明らかになった法曹界の傾向から考えると、ソウル大学法学部・ロースクールは、むしろさらに特権的な存在になったのではないか。この「経路」は法曹の社会的周流 (麻生 1991: 13) の韓国的特徴といえる。

4. 幹部への昇進

サンプルの全体を対象にした二項ロジットの分析結果、ソウル大学出身者であることが幹部への昇進に有意な影響を与えていた (表 4-1)。専攻が法学であることも効いているが、これはシニアの世代では圧倒的に法学部出身者が多かったことに起因するからであると考えられる。そうすれば、今後、1998 年以後のコーホートが幹部になるとき、この変数の有意性に変化が生じる可能性も残っていると言える。

また、シニアの世代では、上述のように、最初から弁護士としてスタートした者が少なく、裁判官や検察官を退職して新たに弁護士事務所の「長」になることも少なくなかったと言われる。これに関して「弁護士ダミー」や「大手ファームの弁護士ダミー」のほうに注目すると、弁護士協会で主張し続けるいわゆる「法曹一元化」への要求が提起され続けた理由が実証されたと推測できる。そうすれば、席次が及ばず最初から弁護士として出発するという「不本意の選択」をせざるを得なかった若手の法曹は、今後どうなるのであろうか。

最後に、学校歴に関することを付け加えることにする。上記のように、幹部になるにはソウル大学であることが有意である。しかしながら、これは、ソウル大学という学校歴の独自の効果なのか、それとも年齢による効果なのか、この分析だけ

表 4-1 法曹の幹部昇進を従属変数にした二項ロジスティック回帰分析の結果

| 説明変数 | B | Exp(B) | |
|---------|------------------|--------|------------|
| 出身学部 | ソウル大学ダミー | 0.3 | 1.349* |
| 専攻 | 法学ダミー | 0.994 | 2.702*** |
| 初職 | 裁判官ダミー | 0.028 | 1.029 |
| | 検察官ダミー | 0.396 | 1.486* |
| | 弁護士ダミー | -3.489 | 0.031*** |
| | 大手ファームの弁護士ダミー | -1.635 | 0.195** |
| | その他ダミー | -1.635 | 0.563† |
| 合格当時の年齢 | | -0.186 | 0.830*** |
| | 定数 | 3.041 | 20.926*** |
| | N | | 2211 |
| | -2 対数尤度 | | 1340.427 |
| | カイ二乗値 | | 514.321*** |
| | Nagelkerke R 二乗値 | | 0.388 |

注：***p<.001, **p<.01, *p<.05, †p<.10

では明らかにならないという問題がある。つまり、これまでの分析のように、ソウル大学法学部出身者が若い時期に合格するという傾向が明確になっており、若い時期に合格することは、司法官僚としての経歴年数が増えるということを意味するからである。

ところで、裁判官が有意にならなかったのは案外の結果であるが、実は本稿の分析では資料の制限のため実証できなかつたもう一つの特徴がある。裁判官の世界では「京判」「郷判」「白判」「黒判」等の用語が使われている。これは初職とともに決定される初任の勤務地のことである。絶対多数がソウルの裁判官、すなわち京判を希望しているため、裁判官のなかでも成績の上位者は京判に、下位はかなりの不本意で郷判になるといわれる。そして京判ほど、ソウル大学出身者は多い傾向がある。このような初任の勤務地は、後の勤務成績と合算され、巡回配置のときの基準になる。「京判の白判」は、ソウルの内部だけを巡回する最高のエリートコースである。昇進する確率も高いといわれる。その次が、最初はソウルで勤務することができたが巡回のとき地方に配置される「京判の黒判」、最初は地方で勤務したが後にソウルに来ることができた「郷判の白判」、そして「人事移動の際にはいつも屈辱を味わいながら、やりがいもなく、服を脱ぐ（裁判官の制服を脱ぐという意味で、退職するという意味）日だけを待ち構えている、郷判（の黒判）」（『ハンギョレ』2002年4月14日）は、昇進や幹部そのなかでも高位職にまで上ることを期待しがたいという。

さて、このように、「裁判官たちは山登りのときにも成績順で歩く」（『ハンギョレ』2002年4月14日）といわれるほどに決定的な要因である席次に関しては、資料に書かれてなかつたため分析することができなかつたが、成績の上位クラスのほとんどを占めるのはソウル大学法学部出身者であると報道され続けたことを考えると、たとえ年齢による効果があるにしても、学校歴は席次を媒介して幹部昇進のためのかなり重要な要因になっていたことが推定できる。

一方、検察官の場合、上記のような成績による区別用語は存在しないなか、「人事の権限を持つ

人物と同じ学校・地域・検察内部の組織で勤務した経歴等による縁故」（『ジョインストットコム』2010年5月13日）がかなり重要な要因として指摘されてきている。

さて、これまで形成されてきた法曹界の特徴は、硬直性を持つ経路（Pierson 2004: 22）であるならば、ソウル大学ロースクールは、今後もその特権性を維持し続けるのではないかと推測される。ロースクールという新しい制度は、このような成績・席次至上主義とそれによる歪んだエリート意識等をリフレキシブに考察した、民主化運動勢力出身の若手の法曹が中心になって設計し、それが当時の大統領によってバックアップされたという状況から誕生された。しかしながらこうした経路が知られている限り、政策的意図とは関係なく、現実的にはどのロースクールに入学するかをめぐる熾烈な競争が生じる可能性は十分に存在し、現実化されている（『法律新聞』2009年5月28日）。

5. まとめと考察

これまで、韓国法曹界の社会的周流を、学校歴とキャリアに注目してきた。上述のとおり、その注目はこれまで司法試験をめぐる提起されてきた批判のなかで、法曹の「量」と高等教育システムとのリンクを念頭においたものである。

「量」を増やすことは、これまで非法曹にとっては「善」として受け止められてきたといっても過言ではない。（朴キョンシン・李国運 2000: 301）。それは本文で述べてきた理由のほかにも、法学教授や市民団体等の法曹に対して攻撃的な立場をとってきたアクターたちにとっては、「法律サービスの向上」を実現させるための手段として認識されてきたからである。しかしながら、本稿の分析によると、合格率は上がらないまま、学校歴を媒介した法曹内部の格差は拡大されたという意図せざる結果が検証された。そして、ロースクールを導入させた政権の目標の一つが「大学序列の打破」（金ヨンイル 2003: 17）であったことから考えると、これはかなりアイロニカルなことであるといえる。

また、高等教育との関係から考えてみると、「全

大学の予備校化」は、その妥当性を全面的には認めがたい。一方、「ソウル大学の圧倒的な優位性」(李国運 2002: 166) や「徹底的・非制度的な連携関係」(朴 2009: 82) は、本稿の分析結果から裏付けることができる。

さて、以上のように「量」と「高等教育システム」の側面ですらに考察すべきことがある。まず「量」の拡大は、このような意図せざる結果から考えると、「成功」だったとは言い難い側面があるのではないか。法曹の数を増やすことで法曹内部の「競争」を促し、「市場的な競争体制」を確立させようという主張は一見妥当にみえる(キムチャンロック・イジングック 2005: 87)。しかしながら、結果的には法曹内部の格差を広げ、底辺の弁護士同士で「市場的競争」に巻き込まれるしかない中、学校歴を媒介にする特権的地位への競争はさらに厳しくなるという状況を招いたのではないか。

量の拡大がもたらした、この意図せざる結果の原因の一つとして考えられるのは、法曹の威信と社会的地位である。今は民主化されているが、およそ20年前まで与党の別称が「陸法党」(陸軍士官学校出身の軍人と法曹出身が中心になった政党だという意味)であったように、法曹は国家権力に非常に近い存在である。試験の結果という「公正」な手段だけでそれを手に入れることができるというのは、非常に魅力的であったと言える。実際、ソウル大学工学部出身として司法試験に合格し弁護士になった工学博士のチェギョホは、「法曹の試験に合格された後に享受できる計り知れない利益のため、天才たちが競争的にこの試験に受験する」(2009: 123) と述べている。合格定員が拡大されるにつれ、ほかの職業では「魅力」を感じることができなかった「天才たち」は次々と司法試験の受験生になり始めただろうと推測できる。

ところで、チェギョホのいう「天才」の基準に注目すると、それは毎年行なわれる全国単位の大学入学統一学力試験において全国席次でトップの位置を占めているか否か、であることがうかがえる。このロジックからすれば、本稿で検証されたソウル大学の優位性は、席次が表す「能力」の相対的格差の結果だということができる。実際、チェギョホはそのような見方をしている。これは、大

学進学段階の一元的な学力試験に対する強い信頼(有田 2006: 296) を現しているところでもある。しかしながらこうした見方は、大学内部の受験資源の格差を全く考慮しなかったものである。

これに関しては朴(2009: 81)による知見が参考になるが、ソウル大学を頂点とする有力大学では、大学内部に受験資源が豊富であり、非有力大学の受験生より「恵まれた」受験生活を過ごすことができるという。ここでいう受験資源のなかで重要なのは、大学内部のソーシャル・ネットワークによるサポートである。勉強の側面と同時に感情的な親睦関係を伴うそのサポートの存在を可能にさせるのは、受験競争に勝ち抜いてきたという排他的・閉鎖的エリート意識であるといわれる(金善洙 2008: 394; シンピョン 2009: 116)。そのエリート意識は、学部入学試験の段階から始まり、大学の法学部、司法研修院を経ながらさらに強化されるという。このような趣旨は2009年の夏に筆者が行なった、ソウル大学法学部出身の教員のインタビューからも確認できた。

その、(ソウル大学法学部の) 学部段階からの弊害、社会にもたらす弊害はものすごい。ソウル大学法学部出身じゃない人にはわからないけど、その歪んだエリート意識がね。全国の大学入学一斉統一試験で、全国首席から300位ぐらいいままでにしか入ってこれないのがソウル大学法学部で、そこに選抜されてくるのは、自分がこの世で一番だ、最高の地位は当然この俺のものだと思い込んでいる、プライドの塊のような、生意気な18歳、19歳たちですよ。そんなやつらを集めておいた状態で、自分たちはこの世最高の人材であると、そうして集まる。その状態で、決して負けんという、むしろ勝つことを当然としながら司法試験に受験して、合格して、司法研修院に入学する、次には法曹になる。どんな社会になると思いますか。

以上の論旨からは、エリート意識と縁故主義(ネポティズム)との関連が密接ではないかという推測ができる。大学入試や法曹の選抜における「公正性」を担保する装置としてのメリトクラシーがもたらした韓国的心性構造なのか。これに関し

てはイゴンマン (2007: 82) の「学閥資本」からの視点も参考にできるが、これに関する詳細は他稿に期したい。

謝辞

本稿の成果は、金振煥弁護士(元ソウル地方検察庁検事長・現在法務法人「忠情」の代表取締役)および金洪永副教授(成均館大学法学部・法学専門大学院)へのインタビュー(2009年8月18日(金洪永副教授)および8月21日(金振煥弁護士)にソウルで実施)から受けた、知的な刺激に負うところが少なくない。よって、ここに謝意を表したい。

参考文献

- 麻生誠 1991. 『日本の学歴エリート』玉川大学出版部。
有田伸 2006. 『韓国の教育と社会階層——「学歴社会」への実証的アプローチ』東京大学出版会。
金昌祿 2007. 「韓国における「ロースクール」論議」 棚瀬孝雄編『市民社会と法——変容する日本と韓国の社会』ミネルヴァ書房、249-264 ページ。
久保山力也 2004. 「韓国ロースクール論争と「法と社会」のゆらぎ(1)——ロースクール論争と「韓国的エピソード」」『九大法学』第88巻、267-309 ページ。
朴炫貞 2009. 「韓国における司法試験合格者の受験回想録の内容分析——資格試験と大学教育の歴史-社会的様相」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第49巻、73-83 ページ。
橋本鉦市 2008. 『専門職養成の政策過程——戦後日本の医師数をめぐって』学術出版会。
馬場健一 2007. 「市民社会の展開の中の日韓司法改革——「司法の民主化」と「開かれた司法」の間」棚瀬孝雄編『市民社会と法——変容する日本と韓国の社会』ミネルヴァ書房、231-248 ページ。
広渡清吾編 2003. 『法曹の比較法社会学』東京大学出版会。
Pierson, P. 2004. *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton University Press (柏谷祐子訳『ポリティックス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析』勁草書房、2010年)。
国会法制司法委員会 1995. 第173回国会法制司法委員会会議録。
권오승 [権五乘] 1996. 「전환기에 선 법학교육-법학교육개혁과 법학전문대학원」『월간 考試界』1996年7月、pp. 14-43。
김선수 [金善洙] 2008. 『사법개혁 리포트』서울, 博英社。
김용일 [金ヨニイル] 2003. 「참여정부의 교육정책 기초」『한국교육포럼 학술대회 자료집』2003年5月、pp. 11-18。
김창록·이진국 [キムチャンロク・イジングク] 2005. 『사법개혁 논의과정에서 법률가직역간의 갈등 구조』서울, 한국형사정책연구원。
大法院・世界化推進委員会 1995. 「法律서비스 및 法学教育의 世界化 방안」『월간 考試界』1995年6月、pp. 17-30。
박경신·이국운 [朴キョンシン・李国運] 2000. 「정원제 사법시험제도의 위헌성」『월간 법과 사회』第18巻、pp. 299-339。
法院行政処 1995. 法院史。
신평 [シンピョン] 2009. 『한국의 사법개혁』서울, 높이깊이。
이건만 [イゴンマン] 2007. 「 한국사회의 학벌주의와 계급갈등-학벌자본의 이론화를 향해」『교육사회학연구』第17巻第4号、pp. 63-85。
이국운 [李国運] 2002. 「 한국 법륳가의 탄생공간」『저스티스』第67巻、pp. 154-174。
—— 2003. 「사법개혁의 정치적 함의-법륳가양성제도개혁논의의 정치적 함의」『저스티스』第73巻、pp. 5-25。
이웅혁 [李ウンヒョク] 2006. 「사회적자본 (Social Capital) 의 부정적 측면에서 본 한국의 법조비리」『형사정책』第18巻第2号、pp. 441-458。
정용남 [チョンヨンナン] 2008. 「법조인 수 증원을 둘러싼 정책 행위자 관계 연구-사법시험 합격자 수 증원 결정을 중심으로」『翰林法学 FORUM』第19巻、pp. 163-199。
최규호 [チェギョホ] 2009. 『현직 변호사가 말하는 법조계 속 이야기』서울, 법률저널。
『법륳신문』[法律新聞] (<http://www.lawtimes.co.kr/lawnews/News/NewsContents.aspx?kind=AM&serial=47222>)、2010年8月19日アクセス。
『조인스닷컴』[조인스닷컴] <http://article.joins.com/article/print.asp?ctg=12&AID=4168909>、2010年8月10日アクセス。
『한겨레』[한겨레] (<http://www.hani.co.kr/section-005000000/2002/04/005000000200204141858005.html>)、2010年8月10日アクセス。

(1) 出身大学に関する韓国法務部の公式データは2002年からは法務部の「司法試験ホームページ」に公開されているため、その資料からソウル大学出身の占有率を計算することができたが、それ以前のデータに関しては、合格者の出身大学に関する状況の公開に対する政府の方針が一貫されてなかったため、公開されている年度が点在している。そのため、副次的な手段として、政府の公式データが公開されなかつ

た年度に関しては、法曹人名録の出身大学索引と各年度の合格者名簿、そして法曹人検索サービスのサイト (www.lawsee.com) を並行的に利用した。つまり、このサイトで特定年度の試験合格者を検索し、その結果をさらに「ソウル大学」で絞り込み、そこから得られたリストを法曹人名録と各年度の合格者名簿、そして出身大学の索引と対照しながら手作業でカウントした結果から占有率を計算したものである。したがって、1949年から2001年までの期間におけるソウル大学出身者の占有率は、その正確性のために万全を期したとはいえずやはり韓国法務部の公式データを引用したのではなく、あくまで筆者による集計から得られた推定値であることを断っておく。こうしたやり方に対しては、あくまで占有率の全体的傾向を「割」を単位にして大まかに把握することが目的であったため、次善の策ではあったと考えられる。つまり、占有率の具体的な数値を統計分析プログラムに投入することはしなかった。

- (2) 司法官僚への任官に向けての競争が激しいと指摘されていることを考慮して、各年度に実務研修課程を修了したもののうちどれほどが任官されるかを追跡した。合格者全体を対象とする実務研修教育期間が始めて登場したのは1962年に第1期生を募集し、1970年までに存続していたソウル大学の「司法大学院」であったが、同大学院の修了者の各年度の進路状況に関するデータは現在のところ入手できなかった。ただ、この時期には試験の合格者が少ないため、司法官僚として任官されるのは難関ではなかったといわれる。幸いなことに、司法大学院の廃止と同時に設立された「司法研修院」(大法院傘下)時代の進路状況は、第1期生から現在に至るまで全ての年度

の状況が、同研修院のウェブサイトの「修了者現状」 [<http://jrta.scourt.go.kr/intro/situation.asp?flag=6>], 2010年5月25日アクセス]に公開されている。公開されている進路は、「判事(予備判事)」「検事」「弁護士等」「法務官」で大きく分けられ、「法務官」に関してはさらに「判事(予備判事)」「検事」「弁護士等」に細分されている。これは、兵役の義務を果たしていない若年の男性が試験に合格すると、まず「法務官」として服務した後、「判事(予備判事)」「検事」「弁護士等」の進路を決めることに起因する。ただ、2003年以降は、この「法務官」の項目が「判事(予備判事)」「検事」「弁護士等」として細分されておらず、全体の「法務官」の数のみが記録されているため、2003年から2009年までの任官率を正確に計算することはできず、あくまで推定値を求めて計算するしかなかった。そのため、2002年度までの「法務官」のうち判事と検事になったものの数と、各年度の国防部・法院・検察庁の充員計画およびチェギユホを参考にして推定値を求めた。チェギユホによると、法務官出身で判事になるのは毎年50人から60人が、検事になるのは毎年20人から40人を選抜されると言われる(2009: 91)。そこで、判事の場合55人、検事の場合30人を、各年度の修了者のうち「判事(予備判事)」と「検事」に項目に合算させた。したがってこの時期の任官率は推定値になるが、毎年の任官定員が激変されることはなかったため、実際から大きく外れることはないと考えられる。なお、ここでも、任官率は「割」を単位にする大まかな傾向をみるための活用に留め、具体的な数値は統計分析プログラムには投入していない。